令和８年（2026 年）11 月 17 日
厚　生　委　員　会
報　告　事　項　資　料
健康医療部成人保健課・保険年金課

後期高齢者医療広域連合受託事業に係る消費税の申告及び納付等の対応について

１　報告趣旨

八王子市後期高齢者医療特別会計において実施している、東京都後期高齢者医療広域連合からの受託事業の一部について、消費税の申告及び納付を行ったため、その経過及び今後の対応について報告する。

２　報告内容

東京都後期高齢者医療広域連合から受託している「保健事業と介護予防の一体的実施事業」に係る人件費収入部分について、令和８年（2026 年）６月の厚生労働省事務連絡に基づき、税務上の取扱いを確認した結果、消費税の申告及び納付が必要であることが判明したため、既定予算の流用にて納付を行った。

（１）これまでの経過

令和５年（2023 年）５月 17 日	厚生労働省事務連絡により、特別会計で実施する高齢者保健事業は消費税申告が必要との考えが示された。 その後、事務連絡を踏まえ八王子税務署へ相談し、解釈に自治体判断の余地があると考え、従前の対応を継続してきた。
令和８年（2026 年）６月 25 日	厚生労働省事務連絡により、後期高齢者医療に係る保険料収入の消費税の取扱いが示された。
令和８年（2026 年）７月～９月	八王子税務署との調整及び税理士への相談により、消費税の申告及び納付の対象であることが判明したため、すみやかに対応することとした。
令和８年（2026 年）９月 30 日	令和７年度分及び過年度分の消費税（本税）の申告及び納付を完了した。

（２）納付金額

ア　消費税（本税）（令和３年度～７年度）　9,731,300 円

イ　無申告加算税及び延滞税（令和３年度～６年度）　1,652,200 円（見込）

※加算税及び延滞税については、税務署からの金額確定の連絡を受け次第、速やかに納付する。

（３）今後の対応

国では「攻めの予防医療」を掲げ、今後、更なる健康寿命の延伸、また社会保障制度を含めた社会の支え手拡大を目指している。その背景を踏まえ、本市においても健診、医療、介護予防、社会参加へ切れ目なくつなぐ取組を一層推進するため、保健事業と介護予防の一体的実施事業を一般会計において実施することとする。

なお、これにより、消費税の申告義務の適用対象外となる。

ア　令和８年度

後期高齢者医療特別会計で予算計上している歳入を一般会計で収入することとし２月補正予算案を上程予定（受託収入の増額及び高齢者医療特別会計繰出金を増額）

イ　令和９年度

当初予算案において、歳入（受託収入）、歳出（事業費）ともに一般会計にて計上予定

３　参考

一般会計が消費税申告の適用とならない法的根拠：消費税法第 60 条第７項

条文：「国又は地方公共団体が一般会計に係る業務として事業を行う場合には、第９条、第 42 条、第 45 条（課税事業者の確定申告義務）、第 57 条及び第 58 条の規定は、適用しない。